

危険物新聞

大阪府危険物取扱者試験

合格率 乙4類 30%

欠席率も11%と多い

大阪府では10月5日近畿大学で、昭和55年度第2回危険物取扱者試験を実施したが、10月31日その結果を発表した。

合格率は次のとおりであるが、乙種第4類は30%と前回に引き続き低迷し、全国平均よりかなり下回ると思われる悪い結果であった。又、乙種4類の欠席も多く申請者に対する欠席率も11%と他の国家試験にはみられない後向きの姿勢がみられた。

(種類) (申請者数) (受験者数) (合格者数) (合格率)

第1類	140	139	94	67.6%
第2類	159	155	117	75.5%
第3類	147	142	108	76.1%
第4類	3601	3205	970	30.3%
第5類	101	98	79	80.6%
第6類	292	288	181	62.8%

参考までに最近実施された大阪府の乙種第4類の合格率は次のとおりである。

54年2月	42%	55年2月	37%
54年6月	41%	55年7月	31%
54年10月	34%	55年10月	30%

あなたです!!火事を出すのも防ぐのも

全国秋の火災予防運動、11月26日～12月2日

第323号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川井清治郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 50円

次回は2月下旬頃

甲種と乙種4類実施予定

大阪府の次回試験は2月下旬の(日)に、甲種と乙種第4類が行われる予定。

受験準備講習は1月下旬受付で、2月上・中旬に開催される。

休日コース予約受付中

コースは定員も少なく、3日間行われるので、いきおい合格率も高く好評を得ている。休日コースに限り予約受付けするので希望者は電話かハガキで本会宛申込まれたい。

保安講習はじまる

大阪府危険物取扱者保安講習

大阪府では今年度より危険物取扱者保安講習の方法を一部改め10月27日大阪府農林会館を皮切りにスタートした。

一応年中予約申込受付方式をとっているので、希望者は所定の往復ハガキで、大阪府危険物安全協会宛申込まれたい。なお、大阪市、堺市方面ではその後申込者が多いので、来春2月下旬実施される予定。

給油所では、給油中に自動車移動で出火が多い

全国、最近5ヶ年（昭和50年～54年）危険物製造所等火災件数（）内は54年中の件数

移動タンク貯蔵所 44件

○タンクに注油中に出火したもの。	4 (0)
○吐出弁又はコックから漏れた油が、バッテリーの火花又は静電気により引火して火災になったもの。	2 (0)
○タンク内を危険物を用いて洗浄中に何らかの火源により爆発的に火災になったもの。	2 (0)
○作業ミスで危険物を漏洩させたため火災となったもの。	2 (1)
○移動タンクから移動タンクへ危険物を移し替え中、ポンプシャフトの折損により火災になったもの。	2 (0)
○交通事故により火災となったもの。	2 (1)
○バッテリーのターミナルに配線がぶれて火花を生じ、コードに付着していた油に着火し火災になったもの。	1 (0)
○車の燃料のガソリンがキャブレターからあふれ、エンジン部にかかり火災になったもの。	1 (0)
○タンク内の危険物の存在確認のためコックを開放したため、漏洩した危険物が作業者の衣類の摩擦により発生した静電気を引火して火災となったもの。	1 (0)
○修理作業中の溶接の火花がタンク内に残存していた危険物蒸気に着火して爆発的に火災になったもの。	1 (0)
○移送中、燃料配管の亀裂によりガソリンが漏洩、火災となったもの。	1 (0)
○移送中、一時停車した際、ガソリンが注入弁より漏洩して火災となったもの。	1 (0)
○車両の電気設備の故障から火災となったもの。	1 (0)
○カーバイトを取扱中、カーバイトが水分と反応して生じたアセチレンガスにより爆発火災となったもの。	1 (0)
○ドラム缶に危険物を給油中、火災となったもの。	1 (0)
○地下タンクにガソリンを注油中、漏洩した危険物蒸気に事務所内の石油ストーブの火が引火、火災となったもの。	1 (0)
○ガスバージ作業中、電気配線の不備のため火災となったもの。	1 (0)
○備え付けのライターの過熱により車両の被覆配線が焼損し火災となったもの。	1 (1)
○煙草の火の不始末によるもの。	1 (0)
○子供の火遊びによるもの。	1 (1)
○類焼によるもの。	11 (1)
○放火によるもの。	5 (4)

株式会社
初田製作所
消火器・消防装置の総合メーカー

本社工場／大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
大坂支社／電話〇六四二二二一三四四四
張所／電話〇六四二二二一三四八七一四二八四四四
堺出張所／電話〇六四二二二一三四八七一四二八四四四
電話〇六四二二二一三四八七一四二八四四四
（代）

**防災設備機器で
未来をひらく
『技術のハツタ』**

80年代ハツタの提言 ●ハツタは安全をさらに追求いたします ●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします ●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

給油取扱所 170件

- 給油中に自動車を移動させたことにより、あるいは、給油所内で自動車を移動させたこと等により、固定給油設備を転倒させ、漏れた油が電気設備等の火花により引火して火災になったもの。 25 (3)
- 事務所内における火気取扱の不備、煙草の火の不始末等により火災になったもの。 23 (4)
- 給油中又は地下タンクに注油中に危険物を漏洩させ発生した蒸気が事務所の石油ストーブ、コンセントの火花等により引火して火災になったもの。 16 (3)
- 給油作業中に危険物蒸気が漏洩し、火災となったもの。 8 (2)
- 車両の燃料タンク等からガソリンを抜き取り中、ガソリンが漏洩して火災となったもの。 8 (3)
- 専用タンク又は簡易タンクに注油中、誤って油を漏洩させたため、火災となったもの。 7 (0)
- 危険物の小分け作業中、火災となったもの。 6 (4)
- 容器でガソリンを移し換え中、危険物蒸気を漏洩して火災となったもの。 4 (0)
- 電動ポンプ等の電気配線の故障により火災となったもの。 4 (0)
- ドラム缶から、地下タンク又は簡易タンクに注油中に発生した可燃性蒸気が、ポンプの電源として使用している自動車のバッテリーのスパーク、ドラム缶に衝撃を加えたときの火花等により引火して火災になったもの。 3 (0)
- 修理中又はピット室で車から燃料を抜き取り中に発生した可燃性蒸気が、工具等の衝撃による火花等により引火して火災になったもの。 3 (1)
- 電気設備の故障によりモーター等が過熱し、発火したもの。 3 (0)
- 不注意な危険物の取扱いのため火災となったもの。 2 (0)
- 配管、パッキン部より、ガソリンが漏洩し火災となったもの。 2 (0)
- 車両整備中における取扱いの不注意により漏洩したガソリン蒸気に引火し火災になったもの。 2 (2)
- 計量機の修理中、ガソリンが漏洩したため火災となったもの。 2 (2)
- 所内に駐車中の車両の電気配線の故障により火災となったもの。 2 (0)
- 計量機の電気配線の故障により火災となったもの。 1 (0)
- 計量機の取り替え作業中に、配管内のガソリンが漏洩して火災となったもの。 1 (0)
- ガソリンでエンジン洗浄中、エンジンの高温部に触れてガソリンが発火、火災となったもの。 1 (0)
- 事務所のボイラーの燃料の灯油が漏れて火災となったもの。 1 (0)
- 計量機内のタンクの圧力が高くなり、更に安全弁が働かなかったために破裂したもの。 1 (0)
- 計量機のリセットボタンが不作動のため、モーターとポンプ間のVボルトが摩擦により過熱、火災となったもの。 1 (0)
- モーターの絶縁劣化により、モーターに付着したオイル等が発熱、火災となったもの。 1 (0)
- 燃料タンクからガソリンを抜き取り後、エンジンをかけ高速回転したところ逆火により洩れていたガソリンに引火し、火災となったもの。 1 (1)
- ガソリンを容器に入れて放置していたところ、バッテリーのスパークにより火災となったもの。 1 (1)

**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1351 (大代表)

○防爆型のスイッチの不良によるもの。	1 (1)
○事務所内でガソリンを入れた1.8 ℥ガラスびんを誤って破損したためストーブの火を引火して火災となったもの。	1 (0)
○空ドラム缶を逆さにして踏台とし、事務所の天井を清掃中、残存油が漏洩し、石油ストーブの火を引火して火災となったもの。	1 (0)
○事務所内のガスストーブからLPGが漏洩し、火災となったもの。	1 (0)
○放置された廃油かんから蒸気が発生し、何らかの火を引火して火災となったもの。	1 (0)
○給油をうけた自動車の燃料タンクのリターンパイプが破損していたため漏洩した危険物が、スターターモーターの火花により引火して火災になったもの。	1 (0)
○簡易タンクの水抜作業時に流出させたガソリンが、事務所内の石油ストーブの火により引火して火災になったもの。	1 (0)
○タンクローリーから地下タンクに注油中落雷があり可燃性蒸気が引火して火災になったもの。	1 (0)
○給油所内に置いたガソリンの入ったドラム缶に自動車が衝突し火災になったもの。	1 (0)
○コンプレッサー用のコンデンサーが絶縁不良のため火災になったもの。	1 (0)
○事務所で使用しているボイラーの送油パイプの締付部分から油が漏れ、バーナーの火により引火して火災になったもの。	1 (0)
○放火によるもの。	19 (4)
○類焼によるもの。	3 (1)
○不明火によるもの。	2 (1)
○その他。	6 (0)

屋外タンク貯蔵所 43件

○修理中又は工事中の溶接、溶断等の火花が漏れていた危険物、付着していた危険物等に着火、火災になったもの。	14 (3)
○タンク内部の液面が下がり、電気ヒーター部分が露出して過熱状態となり火災になったもの。	5 (0)
○ポンプ設備から漏れた危険物が、モーターや作業中の電気ドリルの火花により引火して火災になったもの。	2 (0)
○配管の亀裂、損傷により漏洩した危険物が煙草の火を引火し火災になったもの。	2 (0)
○炭酸化槽からトルオールを屋外タンクに送液中、タンクが爆発し火災になったもの。	1 (0)
○タンク内に滞留した可燃性ガスが、タンク内部に起きた何らかの衝撃による火花により引火爆発し、火災になったもの。	1 (0)
○配管内の水抜き作業中、ポンプ吐出口に結合していたビニールホースがはずれて置換水がもれ、含まれていたガソリンがモーターのコンセントの火花により引火して火災になったもの。	1 (0)
○残油処理中に静電気が発生し危険物に着火して火災となったもの。	1 (0)
○定期点検のため、危険物の抜き取り作業中にポンプ設備から漏洩させ、自然発火したもの。	1 (0)
○公害防止用のガス吸着剤として使用されていた活性炭の発熱により火災になったもの。	1 (0)
○タンク屋根部で採油中に漏洩した危険物蒸気が引火して火災になったもの。	1 (0)
○タンクの定期点検のためタンクを開放し、排風機を使用してタンク内の蒸気を排出していたところ排風機のスイッチの火花が危険物蒸気に着火したもの。	1 (0)
○危険物の抜き取り作業中に液温が高かったため残渣が自然発火したもの。	1 (0)
○危険物の抜き取り作業中に、危険物蒸気が発生し、使用していたポンプの火花を引火して火災になったもの。	1 (0)
○修理作業中、タンクのフランジ盲板のボルトをゆるめた際、一部残っていたガソリンが漏洩、これが静電気を引火して火災になったもの。	1 (0)
○ポンプより漏洩した重油がヒーターで加熱され火災になったもの。	1 (0)
○ポンプの加熱により、ポンプに付着した油滓に着火し、火災となったもの。	1 (0)
○危険物取扱中、配管、フランジ部から黄りんが漏洩し火災となったもの。	1 (0)
○屋外タンク建設中、漏電によるもの。	1 (1)
○電線が強風のため断線し、その際発生した異常電圧がタンク内でスパークし、爆発したもの。	1 (1)
○類焼によるもの。	4 (0)

屋内貯蔵所 19件

- 危険物取扱中、不注意で危険物又は危険物蒸気を漏洩して火災となったもの。 4 (0)
- ガソリンを20ℓボリ容器に詰替中、静電気が発生し、可燃性蒸気が引火して火災になったもの。 2 (0)
- 自然発火によるもの。 2 (0)
- メチルエチルケトンパーオキサイドが漏洩して、不純物に触れ、発熱して火災になったもの。 1 (0)
- 過酸化ベンゾイル貯蔵中、高温又は異物の混入により自然発火し火災となったもの。 1 (1)
- 落雷によるもの。 1 (1)
- 不注意な危険物の取扱いのため静電気が発生し、引火して火災となったもの。 1 (1)
- 作業手順の誤りのため危険物が熱分解を起し、火災となったもの。 1 (1)
- 類焼によるもの。 3 (1)
- 放火によるもの。 2 (2)
- 不明 1 (1)

屋外貯蔵所 1 件

- 修理作業中の溶断の火花が漏洩していた危険物に着火し火災となったもの。 1 (0)

移送取扱所 3 件

- 配管の変更工事に際し、撒去配管のエア抜き中、配管プラグをはずしたため油が吹き出し、他の配管の溶接部分にかかり火災になったもの。 1 (0)
- 放火によるもの。 2 (0)

第一種販売取扱所 1 件

- 容器からピンへの小分け作業中に火災となったもの。 1 (0)

簡易タンク貯蔵所 2 件

- ガソリンをタンクに補給中、又はタンクから容器に詰替中に漏洩させ、溶接の火花や裸火により引火して火災になったもの。 2 (0)



消防用設備

SAFETY AND FIRE
ENGINEERING 
米国消防協会会員

株式会社 マルナカ

本 社 〒530 大阪市北区中崎西 4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

防 災・設 備・設 計	消 火 器 具 一 式
施 工・保 守・点 檢	避 難 設 備
屋 内 外 消 火 桟 設 備	自 動 火 灾 報 知 設 備
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	非 常 放 送 設 備
ド レ ン チ ャ ー 設 備	漏 電 警 報 器
泡 消 火 設 備	防 災 設 備 全 般
ガ 斯 消 火 設 備	安 全 衛 生 保 護 具 機 器
粉 末 消 火 設 備	公 害 防 止 機 器

危険物施設の 位置、構造、設備の技術基準

(その9)

大阪市消防局予防部危険物課

5. 屋内貯蔵所の基準

(2) 技術上の基準（政令第10条）

ウ 第3号関係（標識及び掲示板）

(その4)に掲載のため省略

エ 第4号関係（階層制限及び床面高さ）

貯蔵倉庫は、発災時の消火活動上及び雨水等の浸入を防止するために床を周囲の地盤面以上に設けるとともに万一、火災、爆発の事故が発生した場合に貯蔵倉庫内の圧力を上部に放出し、近隣施設への影響を小さくするために平家建とすることを原則としている。

なお、次のものについては比較的危険度が少ないことから平家建以外の建築物とすることが認められている。

- 乙種危険物……全類
- 甲種危険物……第6類のみ

平家建以外の貯蔵倉庫の構造及び設備については政令第10条の規定によるほか、次の運用基準（昭和41年11月28日自消丙予発155号）が定められている。

(ア) 貯蔵倉庫は壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。ただし、第6類の危険物のみを貯蔵する貯蔵倉庫にあっては、壁、柱、はり及び床を不燃材料で造ることができる。

なお、この場合危険物によっておかされるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することはさしつかえないこと。

(イ) 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、甲種防火戸を設ける

こと。ただし、第6類の危険物のみを貯蔵する貯蔵倉庫にあっては、乙種防火戸とすることができます。

(ウ) 貯蔵倉庫の2階以上の床には、第6類の危険物のみを貯蔵する場合を除き、開口部を設けないこと。

(エ) 液状の危険物の貯蔵倉庫の床（1階の階を除く。）には、適当な傾斜をつけ、かつ、1階の床に設けたために通じる配管等の排液設備を設けること。

(オ) 前記(エ)の配管等の排液設備は、耐熱性を有するものであること。

(カ) 貯蔵倉庫に階段を設ける場合は、専用の階段室を設ける場合を除き、屋外に設けること。ただし、第6類の危険物のみを貯蔵する貯蔵倉庫にあってはこの限りでない。

〔注〕平家建以外の貯蔵倉庫であっても、「床を地盤面以上に設けること」の規定から地階を設けることができるのは同様である。なお、地階の解釈等については（その4）を参照のこと。

貯蔵倉庫の床の高さは、降雨時等に浸水のおそれのある地域にあっては滞水量等を考慮し、安全な高さとする必要がある。

オ 第5号関係（建築面積の制限）

屋内貯蔵所は、貯蔵する危険物の倍数制限がないため、極めて大量の危険物が一の貯蔵倉庫内に貯蔵させるケースがあり、この状態の発災時には他の施設等によばれ危険性が大きく、かつ、消火活動上大きな支障となる。

これらの危険性を少なくするために、貯蔵倉庫の建築面積の制限が定められている。

一の貯蔵倉庫の建築面積は、原則として150平方メートルをこえないこととされているが、法別表に定める類を同じくする危険物を貯蔵する場合にあっては、当該貯蔵倉庫を150平方メートル以内ごとに不燃材料で構成された隔壁で屋根裏に達するよう完全に区画することにより1,000平方メートルまで拡張することができる。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローティングスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)



株式会社技研

〒542 大阪市南区北堀屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

<注>次図のうち——は耐火構造
-----は不燃材料を示す



図1 認められる一例



図2 認められる一例



図3 認められない一例



図4 認められない一例

建築面積とは、建基法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）第2条第1項第2号に規定されているもので、「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」とされている。

カ 第6号関係（建築物の構造）

貯蔵庫の構造は、火災の拡大防止から壁、柱及び床を原則として耐火構造とすることとされている。はりについては、不燃材料で造ることとされているが耐火構造にすることもできる。

なお、乙種危険物又は指定数量の10倍以下の甲種危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵倉庫にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。また腐食性の強い第6類の危険物の貯蔵倉庫は、当該危険物によっておかされる部分（おむね床面から1メートル以内の部分）をアスファルトや耐酸モルタル等腐食し難い材料で被覆することができる。

（耐火構造）

耐火構造は、建基法第2条第7号で「鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう」と規定されている。これに基づく建基法施行令第107条では建築物が通常の火災において予想され、火熱に耐えるように建築物の各部分ごとに要求される耐火性能を次のように定めている。

(次号へ続く)

歴史と信頼。前進するヤマト。
明日の総合防災を創造します。

消火器
消防装置
警報装置
避難設備

・防災のシステムメーカー
ヤマト消防器株式会社

世界のトップメーカー
ヤマト消防器
最高の品質をお届けします

火災・早期発見の決め手。

ヤマト家庭用煙感知器
(簡易型火災警報器) YSP-1
●特許・実用新案・意匠出願中

精度抜群の光電式採用
★火災を知らせる強烈な警報音
★信頼性の高いIC集積回路!採用
★アルカリ乾電池(9V)1個で約1年作動
★連続1週間の信号音が知らせる電池交換時

八尾火災予防協会設立30周年記念式典

八尾火災予防協会では、設立30周年を記念し、10月18日午前10時より八尾農協会館において開催、優良会員に対する表彰状および感謝状を贈られた後、来賓の大坂府知事（代理）をはじめ八尾市長等より祝辞を寄せられた後、ひきつづき祝賀会に移り会員一同和やかな雰囲気の裡に午後1時閉会した。



大東市火災予防協会設立15周年記念式典

大東市火災予防協会では、設立15周年を記念し、10月25日午後2時より住道中学体育館において、会員多数参加のもとに開催、大東市長をはじめ来賓の方々より祝辞を寄せられ、ひきつづき記念パーティーがあり、会員懇談のうちに午後5時閉会した。

摂津市防火安全協会「防火の集い」開催

摂津市防火安全協会では、10月25日午後2時より摂津市文化センターにおいて、市民各位の防火意識の向上をはかるため、「防火の集い」を開催、摂津市長をはじめ北プロックの各消防長、各協会長等多数来賓出席、それぞれ激励のあいさつがあった後、特別番組防火クイズを皮切りに続



々多彩な出し物に参加の市民も拍手喝采大盛況の裡に午後5時閉会した。

- 各種危険物点検表
- 各種危険物申請届出様式
- 各種消防設備設置点検様式
- 各種消防危険物標識掲示板
- 危険物、毒物運搬標識
- 危険物ハンドブック等参考書

<大阪市危険物安全協会 06-531-5910>

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456